

教職員の権利を
守る労働組合

全教栃木 教育新聞

教え子を再び
戦場に送らない

↓↓ ひとりで悩まないで、困ったときは組合へ！ ↓↓

〒321-0138 宇都宮市兵庫塚 3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579
組合HP <http://www.tcgzenkyo.work> E-mail info@tcgzenkyo.work**異動調書が配布されましたが、**

人事異動は「希望と納得」が大切！

各学校で校長から異動調書が配布されたことと思います。今後の教職員生活や現任校の児童生徒等の関わりをなどを考えながら、異動を希望するかないか、するとしたらどんな地域の学校にするかなど、ご自身だけでなく、ご家族とも相談しながらどう記入するか考えられていることと思います。

このように、人事異動は教職員本人の問題ではなく、家族の状況等も十分に考慮された上で、行われなければなりません。全栃木教職員組合は毎年行われる県教委との交渉で、「希望と納得の原則に基づく民主的な人事異動を行うこと」、小中学校については「内々示の段階で異動先の校名を伝えること」、「再任用者の複数年勤務を認めること」などを要求しています。

人事異動に組合も関わります！

組合は組合員と一体の存在です。全栃木教職員組合は校長や教育委員会に対し、組合員の異動を実現させることを求める要求書等を提出しています。この取り組みによって、異動希望が実現した組合員もいます。十数年前には、内々示後に異動先を変更させたこともあります。

こうした取り組みは、教職員組合なら当たり前に行うことです。「異動に関して、議員などに働きかけないように」などと校長から言われることもありましたが、組合の取り組みは何ら問題はありません。「長距離通勤で困っている」、「異動対象年だが担任している児童生徒を次年度も指導したい」など、切実な希望がありましたら、どうぞ組合へお知らせください。

こんな異動は認められません！

「教育公務員については、教育基本法(旧)第6条第2項等の規定により、他の一般公務員より強い身分保障が認められている」、「県教委の自由裁量権には自ら道徳的見解が存在する」、「当該教職員に著しく不利益を与え、また、当該教職員個人ないし、同教職員が勤務する学校の計画的教育活動を過度に阻害し、あるいは、専ら、当該教職員の組合活動を要請する等、非教育目的のために行われ、しかも事前に教職員の意見希望を十分に徴し、あるいはこれを十分に徴すべき手続きを経ることなく」行われた転任は、「(県教委の)裁量権を逸脱し、裁量権の濫用に該当する」。(1986年11月10日 福岡高裁宮崎支部判決から)

アンケート A

- 今回の内容はいかがでしたか？
 - 役に立った
 - 興味深かった
 - 役に立たなかった
- 新聞で取り上げてほしいことは？
 - 働き方や勤務条件
 - 教職員評価
 - 教育予算
 - 教職員人事
 - 教職員組合
 - 教育内容や教育課程
 - 授業実践
 - 教育相談
 - 特別支援教育
 - 憲法と教育
 - 教育政策
 - その他 ()
- 組合で開催してほしい学習会のテーマは？
 - 働き方改革
 - 教採対策
 - 子どもの安全管理
 - 子どもや保護者とのトラブル対応
 - いじめ問題
 - 授業力向上
 - 児童・生徒指導
 - その他 ()

□にチェックしてね♪
ご協力ありがとうございます
ございます～

教職員の権利を
守る労働組合

全教栃木 教育新聞

教え子を再び
戦場に送らない

↓↓ ひとりで悩まないで、困ったときは組合へ！ ↓↓

〒321-0138 宇都宮市兵庫塚 3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579
組合HP <http://www.tcgzenkyo.work> E-mail info@tcgzenkyo.work

一時金（ボーナス）減額！ その前に、月給の勧告が先では？

去る7日、人事院は国家公務員の給与に関する勧告を行いました。この勧告は一時金（ボーナス）の支給月数を、現行の年4.50月分を0.05月分、期末手当から引き下げるといふものです。

今回の勧告は、月給に関する勧告の前に出された異例なものです。この後、月給引き下げの勧告が出されれば、一時金の引き下げ額はさらに大きくなり、私たちはこんな賃下げを認めることはできません。

今回の勧告について、全日本教職員組合などと公務労組連絡会に結集している日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）は今回の勧告について、次のような問題点を指摘しています。

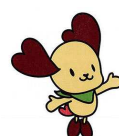
特別給（一時金）を支給月数で民間と一致させるにしても、その前提として特別給の算定に用いられる基礎給与が官民で均衡していなければならない。国公法第28条2項が人事院に課しているのは、現在の俸給表が情勢適応の原則に照らして適当であるかどうかである。その上で、特別給についても増減する必要があるが勧告・報告するというのが法令上求められている。したがって、特別給のみ先行して勧告することは論理的にあり得ず、公務員給与体系全体で正確な官民均衡がとれているのか問題である。人事院の特別給削減ありきの姿勢は許されるものではない。（「2020年人事院勧告にあたっての声明」2020年10月7日 国公労連中央闘争委員会）

一時金の引き下げは公務員医療労働者にも適用されます。「医療労働者に感謝を」などと口では言いつつ、実際の待遇は引き下げるのでは、踏んだり蹴ったりでしょう。私たち教職員も遅れ（させられ）た授業を取り返すべく、通常の授業時数よりも多くの授業をこなし、さらには取りやめになった修学旅行やその他の学校行事の調整等に奮闘しています。こうした労苦に対して、賃下げで報いるなど断じて容認できません。

ひどすぎる「学問の自由」の侵害

菅首相は日本学術会議から推薦された105名の会員のうち、人文科学系の6名を会員に任命しませんでした。その理由については、二転三転していますが、私たちが思い出すのは、戦前の「滝川事件」や「天皇機関説事件」です。時の政府が大学の自治に介入したり、学説を否定することは明らかな憲法で保障する学問の自由の侵害です。また、「国の予算が使われているから、国の方針に従うべきだ」という論調も看過できません。私たち公務員は「全体の奉仕者」で、時の政府への奉仕を求められているわけではありません。おかしい論調は国の将来を誤らせます。

アンケート A



□にチェックしてね♪
ご協力ありがとうございます
ございます～

- 今回の内容はいかがでしたか？
 - 役に立った
 - 興味深かった
 - 役に立たなかった
- 新聞で取り上げてほしいことは？
 - 働き方や勤務条件
 - 教職員評価
 - 教育予算
 - 教職員人事
 - 教職員組合
 - 教育内容や教育課程
 - 授業実践
 - 教育相談
 - 特別支援教育
 - 憲法と教育
 - 教育政策
 - その他（ ）
- 組合で開催してほしい学習会のテーマは？
 - 働き方改革
 - 教採対策
 - 子どもの安全管理
 - 子どもや保護者とのトラブル対応
 - いじめ問題
 - 授業力向上
 - 児童・生徒指導
 - その他（ ）

点線で切り取って、お近くの組合員にお渡しください♪